

川崎市地方卸売市場南部市場関連事業者の募集

市場機能の充実を図り、又は出荷者、売買参加者、買出人、その他の市場の利用者に便益を提供するため、市場内の店舗で営業する事業者を募集します。

【現在募集している業種及び店舗は、別紙「募集事業者・店舗」をご覧ください。】

1 募集業種

今回の募集については、川崎市地方卸売市場業務条例第33条及び同条施行規則第37条に規定する関連事業者を募集します。(飲食店業、市場の取扱品目の保管業、貯蔵業、運搬業、容器回収業を除く)

詳細については別紙「募集事業者・店舗」を参照ください。

(1) 第1種関連事業者

青果・水産物・花き以外の生鮮食料品等の卸売を行う者、その他市場機能の充実に資する業務を営む者

(2) 第2種関連事業者

市場の利用者に便益を提供する業務を営む者

2 申請手続き

(1) 受付日及び受付時間

月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで

(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌1月3日は除く。)

(2) 提出先

川崎市宮前区水沢1-1-1

川崎市中央卸売市場北部市場 管理棟3階

川崎市中央卸売市場北部市場 業務課 青果・花き係

(3) 申請書類

申請書類はホームページ及び窓口(北部市場・南部市場)で配布します。

申請にあたって、関連事業者の負担義務などを説明しますので、応募申請の窓口である北部市場業務課へ電話連絡の上で必ず事前相談にお越しください。

また、店舗の現地確認についても、窓口である南部市場の川崎市場管理(株)へ電話連絡の上で必ず確認してください。

なお、申請時に提出された書類は返却いたしません。

(4) 募集期間

別紙「募集事業者・店舗」を参照ください。

※締切日までに応募がない場合は、毎月末日(末日が土日祝の場合はその前日)を締切日として募集を継続します。

3 申請資格

(1) 川崎市地方卸売市場業務条例第34条の各号に該当する者は申請できません。

ア 破産者で復権を得ないものであるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき(第2種関連事業者を除く)。

ウ 許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年(飲食店等営業など第2種関連事業者の場合は1年)を経過しない者であるとき。

エ 業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

オ 法人であってその業務を執行する役員のうちにア、イ及びウ(飲食店等営業など第2種関連事業者の場合はア及びウ)のいずれかに該当する者がいるとき。

(2)川崎市暴力団排除条例第2条のうち次の号に該当する者は申請できません。

3号 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であるとき。

5号 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であってその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるとき又は暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するとき。

4 選考

全ての申請者について書類審査及び面接審査を行い、一定の基準を満たす者から決定します。選考の結果、一定の基準を満たす者が複数いる場合は、最も得点の高い者へ使用店舗を指定します。

面接は応募者が行う事業プレゼンテーション10分と質疑応答を含め、30分程度の予定です。なお、面接の日時等の詳細は後ほどご連絡します。

選考結果は決定後、速やかに応募者あて文書にて通知します。

5 その他

申請者が提出した書類に虚偽があったとき又は誓約書に違反する事象があるときは、許可を取り消すことがあります。

6 問合せ先

(1) 応募申請等について

〒216-8522 川崎市宮前区水沢1-1-1
川崎市経済労働局中央卸売市場
北部市場業務課 青果・花き係(管理棟3階)
電話 044-975-2219

(2) 店舗の現地確認等について

川崎市幸区南幸町3-126-1
川崎市場管理株式会社（南部市場管理事務所棟3階）
電話 044-223-7140